

中国地方社会保険医療協議会議事規則

(協議会の招集)

- 第1条 会長は、社会保険医療協議会法（昭和25年法律第47号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する事項について、同法第7条第2項に定める場合のほか、中国四国厚生局長の求めがあったとき又は会長が必要と認めたときは、その日から2週間以内に、中国地方社会保険医療協議会（以下「協議会」という。）を招集するものとする。
- 2 会長は、協議会を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び議案を委員及び議事に關係のある臨時委員に通知しなければならない。

(議事の公開)

- 第2条 協議会の議事は公開とする。

ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができます。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(代理者による意見の開陳)

- 第3条 法第3条第1項第1号の委員（以下「支払側委員」という。）及び健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、事業主及び船舶所有者を代表する臨時委員（以下「支払側臨時委員」という。）並びに同項第2号の委員（以下「診療側委員」という。）及び医師、歯科医師及び薬剤師を代表する臨時委員（以下「診療側臨時委員」という。）がやむを得ない理由により出席できない場合は、会長の承認を得て、代理者に意見を述べさせることができる。

(発言)

- 第4条 委員及び臨時委員が発言しようとするときは、会長の承認を得なければならない。
- 2 関係行政庁の職員は、会長の承認があった場合は、会議に出席して

発言することができる。

(採決)

第5条 会長が採決しようとするときは、その議題及び採決する旨を宣しなければならない。

- 2 採決の結果は、会長が宣しなければならない。
- 3 議決事項について少数意見があり、かつ、4人以上の委員及び臨時委員の要求があるときは、少数意見を答申又は建議に付記するものとする。
- 4 委員及び臨時委員は、やむを得ない理由により、議決前に退席しようとする場合において、当該議題について賛否を明らかにした書面を会長に提出し、会長が会議に諮ってこれを受理したときは、当該議題の議決に加わることができる。

(採決の特例)

第6条 会長は、大規模災害の発生その他の事由により協議会を開催して協議を行うことが適当でないと認めるときは、持ち回りその他の適切な方法により、採決を求めることができる。

- 2 会長は、前項の規定による採決を行った場合、その結果を各委員に通知するものとする。

(議事録)

第7条 協議会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
 - 二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名
 - 三 議事となつた事項
- 2 議事録は公開とするものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、第2条第1項ただし書きの規定により非公開とした会議の議事録について、会長が公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができます。

この場合には、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

- 4 議事録には、会長及び会長の指名する委員2名が署名するものとする。
- 5 第1項から第4項までの規定にかかわらず、部会については、第1項第1号から第3号までに掲げる事項を議事要旨に記載し、公開するものとする。

(部会)

- 第8条 協議会は、社会保険医療協議会令（平成18年政令第373号）第1条第1項の規定に基づき、保険医療機関又は保険薬局の指定（次の各号に掲げる事項を除く。）について審議するために必要があるときは、その議決により、県ごとに部会を置くことができる。
- 一 保険医療機関又は保険薬局の指定の取消しを受けた病院若しくは診療所又は薬局が当該取消し後に受けようとする指定
 - 二 健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第3項の各号に掲げる場合の指定の拒否
 - 三 健康保険法第65条第4項の規定に基づく申請に係る病床の全部又は一部を除いて行われる指定
 - 四 健康保険法第66条第1項の規定に基づく申請により行われる指定の変更

- 第9条 部会は、次に掲げる委員及び臨時委員8人をもって組織する。
- 一 支払側委員及び支払側臨時委員 3人
 - 二 診療側委員及び診療側臨時委員 3人
 - 三 公益を代表する委員及び臨時委員 2人
- 2 部会に属する委員のうち、支払側委員及び診療側委員は各同数とする。
 - 3 部会に属する臨時委員のうち、支払側臨時委員及び診療側臨時委員は各同数とする。

- 第10条 協議会は、部会（その部会長が委員である場合）の議決をもって協議会の議決とする。

- ただし、部会において保険医療機関又は保険薬局の指定をすべきでないと議決した場合は、この限りでない。
- 2 協議会は、部会（その部会長が臨時委員である場合）の議決に関し、会長の決するところにより協議会の議決とする。

ただし、部会において保険医療機関又は保険薬局の指定をすべきでないと議決した場合は、この限りでない。

第11条 第1条から第6条までの規定は、部会について準用する。

附 則

この規則は、平成20年10月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年6月1日から施行する。